

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(免許を要しない無線局) 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 〔一〕三 略 〔2・3 略〕 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一〕三 略 四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） 〔1〕三 略 〔4〕五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。） 〔5〕略 〔6〕略 〔五〕十一 略 第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。 〔一 略〕 二 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） 〔三・四 略〕	(免許を要しない無線局) 第六条 〔同上〕 〔一〕三 同上 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 〔同上〕 〔1〕三 同上 〔新設〕 〔4〕同上 〔5〕同上 〔五〕十一 同上 第六条の二の四 〔同上〕 〔一 同上〕 二 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） 〔三・四 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。				(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 「同上」			
一 「略」				一 「同上」			
無線局		周波数帯	測定項目	無線局		周波数帯	測定項目
〔1〕・〔2〕 略				〔1〕・〔2〕 同上			
(3) 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第六号に掲げるものに限る。）		〔略〕	〔略〕	(3) 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）		〔同上〕	〔同上〕
〔二・三 略〕 〔二・四 略〕 （小電力データ通信システムの無線設備） 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。				〔二・三 同上〕 〔二・四 同上〕 （小電力データ通信システムの無線局の無線設備） 第四十九条の二十 「同上」			
〔一・二 略〕 三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 「イゝハ 略」 ニ 変調方式は、次のいずれかであること。 (1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）のものに限り、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し自動車内に設置するものを除く。） (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）のものに限り、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し自動車内に設置するものを除く。）				〔一・二 同上〕 三 「同上」 「イゝハ 同上」 ニ 「同上」 (1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）の場合に限る。） (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）の場合に限る。）			

○MHzを超え五、二五○MHz以下の周波数の電波を使用し自動車内に設置するものを除く。）

〔(3) 略〕

〔ホ・ヘ 略〕

ト 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置		占有周波数帯幅		空中線電力（注）
〔ア・イ 略〕		〔略〕		〔略〕
ウ 直交周波数分割多重方式を使用するもの（エの項に掲げるものを除く。）		二〇MHz以下	二〇MHz以下	一〇ミリワット以下
		二〇MHzを超え四〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット以下
		四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	二・五ミリワット以下
		（3）に規定する場合に限る。）	（3）に規定する場合に限る。）	
		八〇MHzを超え一六〇MHz以下	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	一・二五ミリワット以下
エ 直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車内に設置するものに限る。）		四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	一・二五ミリワット以下
		（5）に規定する場合に限る。）	（5）に規定する場合に限る。）	
		二〇MHz以下	二〇MHz以下	二ミリワット以下
イ 直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車内に設置するものに限る。）		二〇MHzを超え四〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一ミリワット以下
チ		四〇MHzを超え八〇MHz以下	四〇MHzを超え八〇MHz以下	〇・五ミリワット以下

注 アの項、ウの項及びエの項にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力とする。

チ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないもの（五、一五○MHzを超え五、二五○MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
ア 五、一五○MHzを超え五、三五○MHz以下	二〇MHz以下	一〇ミリワット
イ 五、三五○MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット
ウ 四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）（3）に規定する場合に限る。）	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二・五ミリワット
エ 八〇MHzを超え一六〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一・二五ミリワット

〔(3) 同上〕

〔ホ・ヘ 同上〕

ト 〔同上〕

送信装置		占有周波数帯幅		空中線電力（注）
〔ア・イ 同上〕		〔同上〕		〔同上〕
ウ 直交周波数分割多重方式を使用するもの		二〇MHz以下	二〇MHz以下	一〇ミリワット以下
		二〇MHzを超え四〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット以下
		四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	二・五ミリワット以下
		（3）に規定する場合に限る。）	（3）に規定する場合に限る。）	
		八〇MHzを超え一六〇MHz以下	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	一・二五ミリワット以下
エ 直交周波数分割多重方式を使用するもの		四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）	一・二五ミリワット以下
		（5）に規定する場合に限る。）	（5）に規定する場合に限る。）	
		二〇MHz以下	二〇MHz以下	二ミリワット以下
イ 直交周波数分割多重方式を使用するもの		二〇MHzを超え四〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一ミリワット以下
チ		四〇MHzを超え八〇MHz以下	四〇MHzを超え八〇MHz以下	〇・五ミリワット以下

注 アの項及びウの項にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力とする。

チ 〔同上〕

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
ア 五、一五○MHzを超え五、三五○MHz以下	二〇MHz以下	一〇ミリワット
イ 五、三五○MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット
ウ 四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ）（3）に規定する場合に限る。）	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二・五ミリワット
エ 八〇MHzを超え一六〇MHz以下	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一・二五ミリワット

イ 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限り。）	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット
	三〇MHz以下	二ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	一ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下	〇・五ミリワット
	下	
	下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	
ウ 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下	二〇MHz以下	五〇ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二五ミリワット
	下	
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(3)に規定する場合に限る。）	一二・五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット

【リフ 略】

四 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

五、九五五MHz以上六、四一五MHz以下の周波数の電波であつて五、九五五MHz又は五、九五五MHzに二〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波

(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

イ 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット
	三〇MHz以下	五〇ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二五ミリワット
	下	
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(3)に規定する場合に限る。）	一二・五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット
ロ 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット
	下	
	下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	
	四〇MHzを超え八〇MHz以下	一・二五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（ハ(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット

【新設】

【リフ 同上】

	五、九六五MHz以上六、四〇五MHz以下の周波数の電波であつて五、九六五MHz又は五、九六五MHzに四〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波
(3)	占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合 五、九八五MHz、六、〇六五MHz、六、一四五MHz、六、二二五MHz、六、三〇五MHz又は六、三八五MHz
(4)	占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合 六、〇二五MHz、六、一八五MHz又は六、三四五MHz
ニ	変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。
ホ	送信バースト長は、八ミリ秒以下であること。
ヘ	送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が次に掲げる値以下であること。
(1)	占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合 一〇ミリワット
(2)	占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合 五ミリワット
(3)	占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合 二・五ミリワット
(4)	占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合 一・二五ミリワット
ト	一MHzの帯域幅当たりのキャリア数は、一以上であること。
チ	最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。
(1)	占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合 一・二五ミリワット
(2)	占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合 〇・六二五ミリワット
(3)	占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合 〇・三一二五ミリワット
(4)	占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合 〇・一五六二五ミリワット
リ	最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。
(1)	占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合 一〇ミリワット
(2)	占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合 五ミリワット
(3)	占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合

二・五ミリワット (4) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合 一・二五ミリワット	
又 隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。	
(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合 搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値	
(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合 搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)二〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値	
(3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合 搬送波の周波数から八〇MHz及び一六〇MHz離れた周波数の(±)四〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値	
(4) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合 搬送波の周波数から一六〇MHz及び三二〇MHz離れた周波数の(±)八〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値	
ル イからヌまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。	
五 〔略〕	四 〔同上〕
六 〔略〕	五 〔同上〕
(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備) 第四十九条の二十の二 五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	〔一・二 同上〕 第四十九条の二十の二 〔同上〕
〔一・二 略〕 三 送信装置の空中線電力は、前条第三号トに掲げる条件(表ウの項に掲げるもの(占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のものに限る。))を除く。)によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。	〔一・二 同上〕 三 送信装置の空中線電力は、前条第三号ト(③四を除く。)に掲げる条件によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。
〔四〃九 略〕	〔四〃九 同上〕
〔2 略〕 別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表	〔2 同上〕 別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
〔1～7 略〕	〔略〕	〔略〕
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	〔1～5 略〕 6 小電力データ通信システムの無線局及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下 5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2) 〔略〕 〔7 略〕	〔略〕
〔9 略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 1～57 略〕

別表第二号 (第 6 条関係)

〔第 1～第29 略〕

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1・2 略〕

3 5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が20MHz以下のもの 20MHz

(2) 占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下のもの 40MHz

(3) 占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下のもの 80MHz

(4) 占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下のもの 160MHz

4 〔略〕

5 〔略〕

〔第31～第78 略〕

別表第三号 (第 7 条関係)

〔1～28 略〕

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の 1 MHzの帯域幅にお

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
〔1～7 同左〕	〔同左〕	〔同左〕
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	〔1～5 同左〕 6 小電力データ通信システムの無線局及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2) 〔同左〕 〔7 同左〕	〔同左〕
〔9 同左〕	〔同左〕	〔同左〕

〔注 1～57 同左〕

別表第二号 (第 6 条関係)

〔第 1～第29 同左〕

第30 〔同左〕

〔1・2 同左〕

〔新設〕

3 〔同左〕

4 〔同左〕

〔第31～第78 同左〕

別表第三号 (第 7 条関係)

〔1～28 同左〕

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5,2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の 1 MHzの帯域幅における不要発射の等価方輻射電力

ける不要放射の等価方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5、150MHzを超え5、350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5、26Hz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備 (2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。)

〔表略〕

(2) 5、150MHzを超え5、250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局の送信設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要放射の強度の許容値
20MHz以下	5、180MHz	5、142MHz以下	$0.5\mu\text{W以下}$
		5、142MHzを超え5、150MHz以下	$3\mu\text{W以下}$
	5、240MHz	5、250MHz以上5、250、2MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(\frac{8}{50})(f-11)}\text{mW以下}$
		5、250、2MHz以上5、251MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(f-9)}\text{mW以下}$
		5、251MHz以上5、260MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(\frac{8}{50})(f-11)}\text{mW以下}$
		5、260MHz以上5、266、7MHz未満	$0.2\times 10^{-1-8-(\frac{6}{50})(f-20)}\text{mW以下}$
		5、266、7MHz以上5、365MHz以下	$0.5\mu\text{W以下}$
	5、190MHz	5、141、6MHz以下	$0.5\mu\text{W以下}$
		5、141、6MHzを超え5、150MHz以下	$3\mu\text{W以下}$
	5、230MHz	5、250MHz以上5、251MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(f-20)+\log\frac{1}{2}}\text{mW以下}$
20MHzを超え40MHz以下		5、251MHz以上5、270MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(\frac{8}{50})(f-21)-1+\log\frac{1}{2}}\text{mW以下}$
		5、270MHz以上5、278、4MHz未満	$0.2\times 10^{-1-(\frac{2}{50})(f-40)-1.8+\log\frac{1}{2}}\text{mW以下}$
		5、278、4MHz以上5、400MHz以下	$0.5\mu\text{W以下}$

の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5、150MHzを超え5、350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5、26Hz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備 (3)及び(4)に掲げるものを除く。)

〔表同左〕

〔新設〕

40MHzを超え80MHz以下	5, 210 MHz	5, 123, 2MHz以下	$0.5 \mu W$ 以下
		5, 123, 2MHzを超え5, 150MHz以下	$3 \mu W$ 以下
		5, 250MHz以上5, 251MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(f-40+\log_2^2 mW\right)}$ 以下
		5, 251MHz以上5, 290MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{8}{300}\right)\left(f-41-1+\log_2^2 mW\right)}$ 以下
		5, 290MHz以上5, 296, 7MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{3}{100}\right)\left(f-80-1.8+\log_2^2 mW\right)}$ 以下
		5, 296, 7MHz以上5, 480MHz以下	$0.5 \mu W$ 以下

注 fは、MHzを単位とする周波数とする。

- ③

〔略〕

④

〔略〕

⑤

5, 290MHz及び5, 530MHz、 5, 610MHz又は5, 690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備

- 〔表略〕

⑥

〔略〕

⑦

5, 2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備 (⑧に掲げるものを除く。)
- 〔表略〕

- ⑧

〔略〕
- ⑨

5, 925MHzを超え6, 425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価電力が25ミリワット以下の無線設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5, 955 MHz	5, 925MHz以下	0.2 μW 以下
	6, 415 MHz	6, 425MHz以上6, 425, 5MHz未満	50 μW 以下
		6, 425, 5MHz以上	12, 5 μW 以下
	5, 965 MHz	5, 925MHz以下	0.2 μW 以下
20MHzを超え40MHz以下			

- ②

〔同左〕
- ③

〔同左〕
- ④

5, 290MHz及び5, 530MHz、 5, 610MHz又は5, 690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局又は5, 2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備
- 〔表同左〕

⑤

〔同左〕

⑥

5, 2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備 (⑦に掲げるものを除く。)
- 〔表同左〕
- ⑦

〔同左〕
- 〔新設〕

下	6, 405 MHz	6, 425MHz以上6, 425, 4MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 425, 4MHz以上	12, 5 μ W以下
40MHzを超 え80MHz以 下	5, 985 MHz	5, 925MHz以下	0, 2 μ W以下
	6, 385 MHz	6, 425MHz以上6, 425, 2MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 425, 2MHz以上	12, 5 μ W以下
80MHzを超 え160MHz 以下	6, 025 MHz	5, 925MHz以下	0, 2 μ W以下
	6, 345 MHz	6, 425MHz以上6, 425, 1MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 425, 1MHz以上	12, 5 μ W以下

10 5, 925MHzを超え6, 425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価方輻射電力が25ミリワットを超え200ミリワット以下の無線設備

[新設]

占有周波 数帯幅	基本 周波 数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5, 955 MHz	5, 925MHz以下	2 μ W以下
	6, 415 MHz	6, 425MHz以上6, 435, 9MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 435, 9MHz以上	12, 5 μ W以下
20MHzを超 え40MHz以 下	5, 965 MHz	5, 925MHz以下	2 μ W以下
	6, 405 MHz	6, 425MHz以上6, 440, 1MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 440, 1MHz以上	12, 5 μ W以下
40MHzを超 え80MHz以 下	5, 985 MHz	5, 925MHz以下	2 μ W以下
	6, 385 MHz	6, 425MHz以上6, 440, 4MHz未 滿	50 μ W以下
		6, 440, 4MHz以上	12, 5 μ W以下
80MHzを超 え160MHz	6, 025 MHz	5, 925MHz以下	2 μ W以下

備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[30～70 略]			[30～70 同左]
		以下	6.345 MHz	6.425MHz以上6.425.5MHz未 満	
			6.425.5MHz以上	12.5W以下	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(特定無線設備等)		(特定無線設備等)	
第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。		第二条 「同上」	
「一〇十九の二の三 略」		「一〇十九の二の三 同上」	
十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）		十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	
十九の四 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備		十九の四 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	
十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）		十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）	
十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの		十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの	
「十九の五〇七十七 略」		「十九の五〇七十七 同上」	
七十八 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備		「新設」	
七十九 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備		「新設」	
八十 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備		「新設」	
2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。		2 「同上」	
「一 略」		「一 同上」	
二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備		二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四及び第七十五号に掲げる特定無線設備	
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）		別表第一号 「同上」	
一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。		一 「同上」	
「(1)・(2) 略」		「(1)・(2) 同上」	
(3) 特性試験		(3) 「同上」	

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一 装置		二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
送信装置		占有周波数	周波数	〔略〕
占有周波数帯幅		周波数	周波数	〔略〕
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第七十七号の無線設備
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第七十八号の無線設備
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第七十九号の無線設備
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第八十号の無線設備

ア 「同上」

一 装置		二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
送信装置		占有周波数	周波数	〔同上〕
占有周波数帯幅		周波数	周波数	〔同上〕
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第七十七号の無線設備
擬音発生器又は擬信発号生器		周波数帯幅	周波数	第二條第一項第七十七号の無線設備

収 比 率 吸	力 線 空 電 中	強 射 要 は 射 ス リ ス 度 の 発 不 又 発 ア プ	
装 測 収 比 置 定 率 吸	器 分 ト ペ は 器 測 強 電 計、電 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低 器 分 ト	器 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低 器 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低	器 分 ト 析 ル

	○	○	
	○	○	
	○	○	
	○	○	

収 比 率 吸	力 線 空 電 中	強 射 要 は 射 ス リ ス 度 の 発 不 又 発 ア プ	
装 測 収 比 置 定 率 吸	器 分 ト ペ は 器 測 強 電 計、電 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低 器 分 ト	器 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低 器 析 ル ク ス 又 は 力 ス リ ス 振 波 低	器 分 ト 析 ル

	○	○	

外帯又力い漏ネチ隣 域は等電えルチャ接	時間送信	時間 が ち 信 び 間 り 上 立 送 信	音 び 歪 雑 及 合	
ス又信用測電振波低 ペは機受定力器発周	プコロオシ振波低 ーロスオシ器発周	器分トルペくはプコロオシ 器分析トルペくはプコロオシ	計雑歪器検直振波低 計音率器波線器発周	計電力

○				
○				
○				
○				

外帯又力い漏ネチ隣 域は等電えルチャ接	時間送信	時間 が ち 信 び 間 り 上 立 送 信	音 び 歪 雑 及 合	
ス又信用測電振波低 ペは機受定力器発周	プコロオシ振波低 ーロスオシ器発周	器分トルペくはプコロオシ 器分析トルペくはプコロオシ	計雑歪器検直振波低 計音率器波線器発周	計電力

○				
---	--	--	--	--

置 装 信 受				
感 度	度 の 波 る 発 的 副 限 等 電 す に 次	速 送 度 信	電 き い い し 送 波 搬 力 の と な て 信 を 送	電 え 力 い
ル レ 器 発 信 標 計 ベ 生 号 準	器 分 ト ペ は 器 測 強 電 析 ル ク ス 又 定 度 界	プ コ ロ オ 振 波 低 ー ス シ 器 発 周	析 ル ク ス 又 信 用 測 電 振 波 低 器 分 ト ペ は 機 受 定 力 器 発 周	析 ル ク 器 分 ト

	○			
	○			
	○			
	○			

置 装 信 受				
感 度	度 の 波 る 発 的 副 限 等 電 す に 次	速 送 度 信	電 き い い し 送 波 搬 力 の と な て 信 を 送	電 え 力 い
ル レ 器 発 信 標 計 ベ 生 号 準	器 分 ト ペ は 器 測 強 電 析 ル ク ス 又 定 度 界	プ コ ロ オ 振 波 低 ー ス シ 器 発 周	析 ル ク ス 又 信 用 測 電 振 波 低 器 分 ト ペ は 機 受 定 力 器 発 周	析 ル ク 器 分 ト

	○			
--	---	--	--	--

隣接 チャネル 選択度	スリ ス・レス ポンス	減衰 量	通過 帯域幅	
低周波発振器標準信号発生器	標準信号発生器レベル又は歪雑音計	標準信号発生器周波数レベル計	標準信号発生器周波数レベル計	又は歪雑音計

隣接 チャネル 選択度	スリ ス・レス ポンス	減衰 量	通過 帯域幅	
低周波発振器標準信号発生器	標準信号発生器レベル又は歪雑音計	標準信号発生器周波数レベル計	標準信号発生器周波数レベル計	又は歪雑音計

歪 総 及 合	特 性 シ ス フ ァ エ ン デ ィ	動 数 変 周 波 の 器 発 振 局 部	特 性 変 相 性 調 互		
信 標 号 準	器 検 直 波 線 振 器 波 発 低 周	数 周 計 波	計 雑 音	歪 率 又 は ル 計 レ ベ 器 発 生 信 号 標 準	ル レ 計 ベ 器 発 生 信 号 標 準
					プ コ ロ オ 又 ル ー ス シ は 計 ベ

歪 総 及 合	特 性 シ ス フ ァ エ ン デ ィ	動 数 変 周 波 の 器 発 振 局 部	特 性 変 相 性 調 互		
信 標 号 準	器 検 直 波 線 振 器 波 発 低 周	数 周 計 波	計 雑 音	歪 率 又 は ル 計 レ ベ 器 発 生 信 号 標 準	ル レ 計 ベ 器 発 生 信 号 標 準
					プ コ ロ オ 又 ル ー ス シ は 計 ベ

電波 の 種 別	電波 の 種 別				

【注 略】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 略】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキエリテ
イシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信シス
テムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接
続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジ
タルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上
移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに
700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

注 1 【略】

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を
記載すること。なお、空中線電力の許容値が1MHz当たりの帯域幅によつて規定されている
無線設備については1MHz当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によ
つて規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合に
おいて、等価等方輻射電力の値を併記するものにあつては、4の(2)の欄の記載は要しない。
(記載例) 0.001W/MHz
(記載例) 0.000025W (E I R P)
[3～11 略]

12 8の欄は、次によること。

【(1)～(6) 略】

7 5.150MHzを超え5.250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの親
局 (自動車内に設置するものに限る。)の無線設備については、自動車の電源から供給さ
れる電源によつてのみ動作する旨を記載するとともに、自動車内での使用に限る旨の表示
の有無を記載すること。

8 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無
線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又は子
局の別、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載するこ
と。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的と
する構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によつてのみ動

電波 の 種 別	電波 の 種 別		

【注 同左】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 略】

第三 【同左】

【様式同左】

注 1 【同左】

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を
記載すること。なお、空中線電力の許容値が1MHz当たりの帯域幅によつて規定されている
無線設備については1MHz当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によ
つて規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合に
おいて、等価等方輻射電力の値を併記するものにあつては、3の(2)の欄の記載は要しない。
(記載例) 0.001W/MHz
(記載例) 0.000025W (E I R P)
[3～11 同左]

12 【同左】

【(1)～(6) 同左】

【新設】

【新設】

作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること

一

(9) 〔略〕

〔第四～第六 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
〔略〕	
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	Q T
第2条第1項第78号に掲げる無線設備	X R
第2条第1項第79号に掲げる無線設備	Y R
第2条第1項第80号に掲げる無線設備	Z R

〔5 略〕

(2) 〔同左〕

〔第四～第六 同左〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
〔同左〕	
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	Q T

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

- 3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。